

平成 27 年度

宮 田 村 教 育 委 員 会 1 月 定 例 会 ヲ 議 録

1 開催日時：平成 28 年 1 月 22 日(金) 13:00～16:00

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長 (以下「委員長」と表記。)
- (2) 池上 由美子 委員長職務代理者 (以下「職務代理」と表記。)
- (3) 鷹野 綾子 委員 (以下「鷹野委員」と表記。)
- (4) 古藤 祐巳子 委員 (以下「古藤委員」と表記。)
- (5) 平澤 武司 教育長 (以下「教育長」と表記。)

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長 (以下「次長」と表記。)
- (2) 北原 敦 学校教育係長 (以下「学校係長」と表記。)
- (3) 原 寿 子育て支援係長 (以下「子育て係長」と表記。)
- (4) 酒井 秀貴 生涯学習係長 (以下「生涯係長」と表記。)

6 教育委員長あいさつ

委員長：暖冬といいながらも寒さが厳しくなってきた。学校では、雪による事故がなくて良かった。

・先日の民生委員さんとの懇談会にご苦労様でした。個別化がものすごい勢いで進んでいる中、制度的には昔の田舎の流儀を引きずっているのではないかと感じた。昔の流儀から逃れたいと思って逃れると、逆にコミュニケーションが取れない社会になっている。バランスをどうとっていくか。教育行政でも難しいところだが、うまくやっていないといけない。本日もよろしく申し上げます。

7 会議録の承認 12 月定例会 (事前配布)

次 長：承認をいただきました。

8 議 題

(1) 議 事

議 1 号 病児病後児保育の実施(案)について (1 ページ)

※委託料等の金額については公開しません。

次 長：資料により説明

- ・報道が先行しているので、実施に向けた準備を早めたい。
- ・前回、利用料を無料というのはどうかという意見があった。実施する他の伊南3市町村と足並みを揃え無料としたい。食事・おやつ代は実費負担。
- ・実施に向け、各市町村と駒ヶ根市は委託契約を交わす。宮田村では年間80人の利用を見込み56万円を当初予算とする。宮田村在園児以外の利用者は10人として1万円の歳入を見込む。
- ・議会全員協議会で報告し、補正予算、当初予算計上も了承頂いた。

子育て係長：p.3は事務処理を紹介。病児病後児保育を実施するのは「すずらん病児保育室」（以後、「すずらん」という）。子どもが病気で保護者が保育できない場合、すずらんへ予約し、かかりつけ医を受診して医師連絡票を書いてもらう。

- ・利用者は医師連絡票と利用申請書を持ち、すずらんへ子どもを連れて行く。
- ・すずらんでは、「利用登録申請書と利用申請書が同時に提出される事があっても仕方ないが、既往症、予防接種状況など予め知っておきたいので、事前に利用登録申請書を村経由で提出してもらいたい。」とのこと。
- ・すずらんから駒ヶ根市へ実施報告書が行き、委託料がすずらんに支払われる。
- ・2万円のうち補助金を除いた金額が駒ヶ根市から各市町村に請求される。村在園児以外の利用料は、各町村で徴収して駒ヶ根市へ渡す。
- ・p.4は要項。各市町村で医者が病児病後児保育事業を対応できる基本的要項。村は駒ヶ根市と委託契約し、国の補助金申請や委託料の支払いは駒ヶ根市に委託する。
- ・対象児童は満1歳から小学3年生まで。定員6名。日曜祝祭日と12/29～1/3は休み。利用時間は8:30～17:30。1回の申し込みで連続7日まで利用できる。

教 育 長：まだ、正式な契約は結んでいないので、急いでいる。

委 員 長：いいですか。

委 員：はい。

議 2 号 平成 28 年度当初予算案（査定前）について (7 ページ)

次 長：資料により概略について説明

子育て係長：これまでの「輝く子育て応援事業」に加え、平成28年度の新しい事業として、母子手帳を受け取りに見えたお母さんに子育てクーポンを渡す。

- ・クーポン券の内容は、これまでも行っていた事業だが、利用しやすいクーポン券の形にした。クーポン券は、家事援助が受けられるママサポートの利用券、母乳相談券、おむつ券等々。また母子手帳を受け取る方以外にも助成を行うので、次回一覧にしてご覧頂く予定。
- ・保育園は未満児が増えるので人件費が増。東保育園には、エアコン2台（室）の設置が認められた。西保育園のエアコンは、平成29年度以降に設置する予定。

学校係長：就学援助事業 4.8%増は、準要保護児童増加による。

- ・小中学校教育援助事業 5.6%増は人権教育、キャリア教育を拡大し、ふるさと教育を小中一緒に行う為。
- ・小学校の施設整備事業 36.6%増は分電盤、鉄棒、はんとう棒(登り棒)を安全対策で修繕する為。
- ・小学校教育振興事務の増は、村費教職員の人件費で特別支援学級が1クラス増える為。中学校は努力の結果全体で-4.3%。施設・整備事業はトイレ改修工事は計上せず、随時補正で-75.5%。中学保健教育事業は滅菌器の購入で7.6%増。給食運営事業 5.4%増は給食室のボイラーを取替え、膨張タンクを見直す為。教育振興事務は主に村費の教職員を配置し8.1%増。
- ・青少年健全育成事業 24.4%増は、推進大会に講師を招く為。
- ・学童保育事業 24.9%増は指導員の今年度の決算見込みに合せ当初から計上した。今後これ以上増加しないように取り組む。
- ・うめっこ塾運営事業はコーディネーターの人件費と報償費を実績に合せ10.9%減。

生涯係長：都市公園事業 46.8%増は新田ふれあい広場の入り口付近の木の伐採工事で31.4万円増の為。

- ・社会教育費図書館管理運営事務は図書館システム更新でリース料を見直し100万円減。サーバー使用料も減。
- ・文化財保護事業の本陣屋根改修工事が今年度で終了するので減。
- ・村民会館管理事務で大ホールの舞台吊ものは今年700万円だったが、計画的に進め来年度は380万弱。
- ・社会体育運営事務は運動会がないので60万円減。
- ・体育施設管理事業は体育センターの耐震改修工事で、補助金約4000万円が出るので村は約4000万円の支出となる。

次 長：村は、平成28・29年度には借金(起債)をしない方針で予算を立てている。

- ・補助金のつく体育センター耐震・改修工事以外は、大きな建設工事はない。
- ・子育て支援では、特性のあるお子さん、支援が必要なお子さんに対応するための経費が伸びている。村財政が厳しい中、一定の予算は認めていただいた。
- ・学校関係は、ふるさと教育を充実させるための予算を増やしてある。
- ・教育委員会の研修費は、隔年で1人1万円出るので、来年度は研修を実施できればと思う。

教 育 長：村民会館管理について、監査員からの指摘で大ホールの可動式イスを固定する話になったが、果たしてそれでいいのか。

次 長：動かして途中で止まった場合にどれ位の経費がかかるか分からない。可動式を固定する工事に300万円弱かかる。

- ・昨年11月で、前回の点検から1年経つので、点検に関する故障等の保証は切れている。
- ・1回の点検に90万円かかり、10年間で900万円。年5・6回稼働させるために、そん

なにお金をかけていいものか。

・当初の設備費で2億円かかっている。現在、固定はしていないが動かせない状態。

鷹野委員：年に何回くらい動かすのか。

次 長：年5回くらいあったが、その団体には、床・イスが固定になることは伝えてある。

教 育 長：60周年記念の別予算について。

・学校長とPTA会長から、小学校から鼓笛隊の楽器、中学校からインターネット利用が可能な液晶TV購入の要望が出ており、村長には伝えた。

職務代理：小学校鼓笛隊の楽器は、村内の吹奏楽OBの眠っている楽器を公募して譲ってもらってはどうか。メンテナンス代のほうが新規購入より安いのではないかと。有効利用になり双方にとって良いと思う。

鷹野委員：楽器は一流の中古のほうが安物の新品より高くなる事もある。

教 育 長：アンサンブル信州の卯東さんに、芸大などで楽器の入れ替えのタイミングが合えば安く譲ってもらえるかどうか聞きたい。

古藤委員：ファミリーサポートについて知らない人が多い。知ってもらえれば、利用者や協力者が増えると感じる。

子育係長：遊ゆう広場でおこなったファミリーサポートについてのアンケートでは、「利用したくても中身が分からない」、「料金が高い。」という意見が大勢を占めていた。お金については料金を300円助成し、情報提供についてはうめっこらんの児童厚生員が利用の紹介をし、チラシを配る。料金補助についての方法は今後つめる。

職務代理：利用料金は下げずに補助をする。先のことを考えると、料金を下げたイメージにならないで、正規の金額を払う意識があったほうが良いのではないかと。

鷹野委員：マッチングの煩わしさについての意見はないか。

次 長：使っていないので出ていない。

委 員 長：いいですか。

委 員：はい。

(2) 報 告

報告1号 教育委員会活動報告（教育長報告）12～1月 （9ページ）

次 長：資料により説明

- ・県が実施した、放課後子ども教室・放課後クラブ合同研修会の報告について。
- ・学童クラブの内容を紹介する。
- ・「発達障がいのある児童生徒は10年間で8倍」と報告があり、宮田だけ増えているのではないようだ。取り組みには自己肯定感がもてるよう、寄り添う指導が必要。
- ・今年4月に障害者差別解消法が施行される。様々などろに関係するので注意したい。
- ・民生児童委員との懇談会についての報告のうち、個人情報やHPに載せられないので、懇談した事と特徴的なことだけ掲載する予定。

教 育 長：来年も民生委員さんとの懇談会を開催するかどうか。

職務代理：懇談会では、同じ部分で悶々としていたことがわかった。意見が一方向と感じたので、若い世代の意見も聞きたい。

・「若い隣組長が地域の仕事をしなかった。」と言っていたが、きちんと仕事の内容を伝えただか、知らないままやらされたとも考えられる。一方的に若い世代でくくるのはいかななものか。いろいろ考えさせられる良い機会だった。

・共通理解が必要と感じた。

鷹野委員：民生委員さんは地域の全世代を見ていると思っていたが、若い人のことは分らない。

教 育 長：民生委員は児童委員を兼ねているのに、お年寄りを相手にしている感じ。個人の家庭の中を見るのは難しく、悩みがあるのではないか。民生委員さん側の資料も欲しかった。

鷹野委員：民生委員さんが何をしているのか、人数さえも知らなかった。

古藤委員：民生委員さんも教育委員が何をしているのか分らない。同じ事をしていると感じた。

委 員 長：特別職の公務員で非常勤か。強制力もなく難しい部分を背負わされている。

教 育 長：民生委員さんはジレンマがあったり、幼い子の虐待をとめられなかったりすると自分を責める。大変な任務であり、なり手がない。

職務代理：準要保護などの申請にかかわる部分は、双方が同じ思いだったので、足並みを揃える必要がある。

・児童扶養手当の対象者は、自動的に準要保護になるという次長の話だったが、申請に少しハードルがあれば良いと思う。

・民生委員が目や税金を有効に使ってほしい。本当に使って欲しい人にお金がいかず、必要のないところにお金が行くのは問題。

・村独自で準要保護対象者を定期的に確認する事を決めるのは法律違反か？

・子育て日本一を謳う事で、そういう人たちの転入が増えるのは如何なものか。本当に必要な人には手を差し伸べ、何でも認めるのではない状況にしたほうが良いのではないか。

教 育 長：保護者から申請があれば、教員は断れない。住民課も法律に合っていればどうしようもない。一生懸命働いている人より生活保護の方が得ということがあれば、法律の矛盾。

古藤委員：懇談会では、個人的な考えを出すので話がまとまらなかった。

委 員 長：そういう話をする場がなかったのではないか。

次 長：以前は、民生委員には、「困った人の相談に気軽にのってほしい。また、来てくれるような日頃の活動をして欲しい。」とお願いしてきた。

・他にも、災害時に不自由な人などが支援を必要としているか。という情報も提供してほしいとお願いしてきた。今でも、困った人には民生委員が支援に入っていると思う。

鷹野委員：家庭訪問で、先生を家の中に入れない親がいるというのにはびっくりした。

古藤委員：担任の先生が変わらなければ家庭訪問をしないというのは以前からか。

教 育 長：週五日制になってから授業時間が少なくなり変わった。家庭訪問をすると行事を減らすことになる。校長さんとの懇談も必要か。

委 員 長：民生委員さん方との定例会はどうするか。委員は毎年全員が代わるのか。

次 長：定例会でなく時々テーマを決めてとか、グループを分けて行うとか。少し工夫したほうが良いのでは。

・委員の交代は、一度に全員が代わっても困るので、できるだけ半分ずつを目指していると思う。長い方もいる。

委員 長：懇談会はおいおいやるということでもいいか。

委 員：はい。

報告 2 号 臨時議会(1 月) について (11 ページ)

次 長：資料により説明

・ p.13 議会関係の報告で、マレットゴルフ場のフェンス設置の予算があります。補正予算につきましては、議会にかける前に委員会に諮らなければならないことになっていました。しかし事前に諮ることができず報告になってしまったことをお詫びします。

委員 長：よろしいですか。

委 員：はい。

報告 3 号 宮田村子育て関係団体懇話会について (口頭)

次 長：12 月の定例会で、子育て関係団体の指導者の体罰発言について話がありました。

・宮田村子育て関係団体懇話会は、平成 26 年 12 月 20 日に開催した。

・平成 28 年 1 月 12 日に本人(指導員)に会って調べたところ、実際にはこれまで体罰をしたことはない。ということでした。

・「必要なら体罰をする。」と発言した事も反省している。ということでした。また、今後とも体罰はしない。という話のできましたので、報告します。

教 育 長：春に激励金を渡す際に指導したほうが良い。大人も人権感覚を養い指導に役立ててもらうように文書を出しても良いと思う。あった事には対応をきちんとする。

報告 4 号 学校給食会計の中間監査について (13 ページ)

次 長：資料により説明

・前回、教育長から中学校の給食費の監査について調査するよう指示がありました。

・平成 25 年 7 月、学校給食費の横領が発覚した当時、事件の再発防止に向け、次のような検討をした。

①予算書がなく、給食費が当初見込みより少ないことが分からなかった。

②教頭が、支払時に使用する印鑑を事務職員に渡してあるなど、事務職員にまかせっきりだった。

③できるだけ現金を扱わない。

④外部監査を入れる。

・検討後、マニュアルを作成して事務改善をしてきた。

- ・小学校も同様なマニュアルで監査を実施し、小中で互いに監視することとした。
- ・チェック項目を作って実施報告することになっているが、どこまで実施できていたか確認する。
- ・中学校は中間監査をしているが、小学校は中間監査をしていないので、中学校と同様に中間監査をするように指示する。
- ・監査報告に、事務職員と教育委員会職員の名前しか入っていなかったため、学校のPTAも入れ改善する予定。中学校で起こった事件だったが、小学校でも起こりうるという前提で対応している。

教 育 長：学校給食会計の扱いについて、改定バージョンを防止策のところに入れてほしい。

- ・学校の給食費については、国の法律解釈が二通りあり、文科省は学校給食費は本来PTAが行うもので、学校の職員が携わるのは適切でないという見解。一方総務省では、学校事務が一緒にやってもらいたいという見解。給食費の会計実務を学校事務員がやっているのは当たり前ではない。教育委員会事務局は監督する立場。保育園はほとんど係わっていない。

報告 5 号 教育委員会が管理する行政財産の一部貸付について (15 ページ)

※個人情報が含まれるため、資料及び会議録の一部は公開しません。

次 長：資料により説明

委 員 長：いいですか。

委 員：はい。

報告 6 号 就園就学の中間報告について (口頭)

子育係長：新 1 年生の就学について。伊那養護学校入学が 1 人、小学校知的障がい児クラスに 2 人、情緒障がい児クラスに 5 人の予定。保育園は特になし。

学校係長：小学校全体の知的障がいは 8 人で 1 クラス、情緒障がいは 18 人で 3 クラス、計 4 クラス。来年度は 1 クラス増えることになるので、教室の確保も検討中。

- ・中学は知的障がい 3 人で 1 クラス、情緒障がい 3 人で 1 クラス。

教 育 長：情緒障がいは、大人が子どもに関わる機会が少ないためなのか心配している。県内をみても上伊那は障がい児が多く気になる。

次 長：先ほどの研修会の報告によると、10 年間で 8 倍にもなっている。

教 育 長：障がい児が多くなると、指導しやすいようにクラスを分けるので人件費が増える。長野県は他県に比べ倍くらいと多い。

- ・判定は就園就学委員会がテストし、保育園を何回も訪問したり親と面接したりして行うが、慎重に行わなければならない。上越教育大学の西川教授は、先生自身も先生の子どもの小さい頃は障害を抱えていると見られていた。個性として幅広く見ていく必要もある。

9 その他

(1)当面の日程について 1～2月 (16 ページ)

次 長：資料により説明

教 育 長：1/30 大久保地区最終処分場建設断固反対総決起集会には可能な限り参加いただきたい。

(2)教育委員会運営方針(素案)、事務局運営方針(素案)について (17 ページ)

教 育 長：資料により説明

- ・村長と教育大綱について話をしておらず、総合教育会議も開催されていない。
- ・教育委員会の運営方針(素案)については、次回意見をいただきたい。
- ・事務局の運営方針(素案)については、村長は常々「郷育」と言っているのですが、大綱の中心になるのではないかと。

委 員 長：大綱の話し合いはどうなっているのか。教育委員会として何かできることがあるか？

次 長：総務課が担当となっているので、総務課長に話はしている。まもなく総合教育会議が開催されるのではないかと。

職務代理：前から言っているのに、止まっている理由は何かあるのか。

教 育 長：こちらでお膳立てするので言ってもらえればいいのだが。開催は法律で決まっており、4月以降に始めたいので、遅くとも2月くらいには開催しないとイケない。まずは、課長同士で話し合い、教育委員会の声を伝える。

委 員 長：いいですか。

委 員：はい。

(3)宮田小学校冬期体力づくりクラブ40周年記念式典・祝賀会について (21 ページ)

次 長：資料により説明

(4)諏訪地域の「小中一貫校」について (22 ページ)

教 育 長：諏訪で小中一貫校を検討している。宮田も少子化傾向なので、校舎の建て替えのことを考えると、情報は持っていたほうが良い。情報提供をしていきたい。

委 員 長：簡単に言えば中1ギャップを無くすためか。日本はOECDの中で教育費が一番低いというが、経済と学力のどちらを重視しているのか。

教 育 長：どちらもあると思う。カリキュラム編成の見直しもあると思うが、国としては経済重視で、一貫校にすれば教員を減らし学校の配当予算も低く抑えられる。

次 長：実施方法としては校舎は同地でなく今のままでもできる。全国的なデータも示したい。

委 員 長：いいですか。

委 員：はい。

(5)その他

- ・児童生徒の健康診断に係る参考資料について

学校係長：資料について説明

・健康診断票に項目が追加され様式が変更になるという通知があった。年末の通知で予算に含まれていないので、印刷代を6月の補正で対応したい。

鷹野委員：フッ素の話はどうなった。

子育て係長：フッ素洗口について村内の歯科医師から、「平成28年度にモデル事業としてどうですか。」という提案があったが、モデル事業が宮田には該当しなくなった。

・歯科医師からは、かなり効果があると言われているが、一般的にフッ素の毒性に対する不安もある。

・以前、保育担当と保健師で歯科医師の説明を受けた。6歳永久歯の出る年長から中学3年まで続けたほうがより効果があるという事だったので、歯科医師の話を聞きませんかと小中の養護教諭と教頭先生に投げかけた。モデル事業ではなくても宮田村としてフッ素洗口をするか否か方向を検討したい。

教育長：私は、以前赴任地でフッ素洗口をやったことがあるが、養護教諭がフッ素の危険性を書いた論文を紹介したところ、瞬く間に話が広がり止めた経緯がある。

・平成21年、私が県庁にいたころ、議員の総意で、長野県ではフッ素推奨を議員立法で決議した。その後変わってきたと思うが、歯科医師会も薦めている。補助金が出ないと各家庭で負担するのは大変。

子育て係長：3人の歯科医師の話を聞いたところ、ほとんどの歯磨き剤にフッ素が入っており、虫歯が減っている状況で、集団的にフッ素をやる意味があるか、家できちんと歯磨きできない子には必要だが、一部の子のために集団でというのはどうかと、3人の意見もまとまらない。

・アメリカでは、水道水にフッ素を添加している州もあるらしい。金額は1人年間900円、モデル事業になっても無料は年長の1年だけ。その後は個人負担か、公費負担かになる。

教育長：宮田村が虫歯が多いからという理由でないなら、学校に投げかけては気の毒。

古藤委員：村内でも歯医者さんによって考えが異なるので、親御さんも不安があれば拒否する事もある。一斉は難しい。

委員長：よろしいですか。

・本日はお疲れ様でした。

・次回定例会：2月23日(火) 13時30分 第1研修室